

山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具等製造業最低賃金(略称)が適用される産業等について

特定(産業別)最低賃金の件名	山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
----------------	--

1 「適用する使用者」の範囲

山形県の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業(民生用電気機械器具製造業、電池製造業、医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。))、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

2 「適用する労働者」の範囲

上記の「適用する使用者」に使用される労働者。
ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務
 - ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、塗布、選別又は部品の差し、曲げ若しくは切りの業務

3 「適用する使用者」及び「適用する労働者」に関し、適用される産業は以下のとおりです。

(平成19年11月改定の日本標準産業分類による産業)

(注) ○印(ゴシック体の太字)・・・本特定(産業別)最低賃金が適用される産業

△印(ゴシック体の斜字)・・・その産業の一部について本特定(産業別)最低賃金が適用される産業

※印(明朝体)・・・山形県最低賃金(地域別最低賃金)が適用される産業(本特定(産業別)最低賃金は適用されません。)

日本標準産業分類		特定(産業別)最低賃金の適用の有無			備考 (※印・・・山形県最低賃金適用の産業)
		中分類	小分類	細分類	
E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業		○			
E280	管理、補助的経済活動を行う事業所(28電子部品・デバイス・電子回路製造業)		○		
E281	電子デバイス製造業		○		
E2811	電子管製造業			○	
E2812	光電変換素子製造業			○	
E2813	半導体素子製造業(光電変換素子を除く)			○	
E2814	集積回路製造業			○	
E2815	液晶パネル・フラットパネル製造業			○	
E282	電子部品製造業		○		
E2821	抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業			○	
E2822	音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業			○	
F2823	コネクタ・スイッチ・リレー製造業			○	
E283	記録メディア製造業		○		
E2831	半導体メモリメディア製造業			○	
E2832	光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業			○	
E284	電子回路製造業		○		
E2841	電子回路基板製造業			○	
E2842	電子回路実装基板製造業			○	
E285	ユニット部品製造業		○		
E2851	電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業			○	
E2859	その他のユニット部品製造業			○	
E289	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業		○		
E2899	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業			○	
L7282	純粋持株会社 (但し、管理する全子会社を通じての主要な経済活動が当該特定最低賃金の適用産業に限る。)			○	

E29 電気機械器具製造業			△		
E291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業			○		
E2911	発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業			○	
E2912	変圧器類製造業(電子機器用を除く)			○	
E2913	電力開閉装置製造業			○	
E2914	配電盤・電力制御装置製造業			○	
E2915	配線器具・配線附属品製造業			○	
E292 産業用電気機械器具製造業			○		
E2921	電気溶接機製造業			○	
E2922	内燃機関電装品製造業			○	
E2929	その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)			○	
E293 民生用電気機械器具製造業					
E2931	ちゅう房機器製造業				※
E2932	空調・住宅関連機器製造業				
E2933	衣料衛生関連機器製造業				
E2939	その他の民生用電気機械器具製造業				
E294 電球・電気照明器具製造業			○		
E2941	電球製造業			○	
E2942	電気照明器具製造業			○	
E295 電池製造業					
E2951	蓄電池製造業				※
E2952	一次電池(乾電池、湿電池)製造業				
E296 電子応用装置製造業			○		
E2961	X線装置製造業			○	
E2962	医療用電子応用装置製造業			○	
E2969	その他の電子応用装置製造業			○	
E297 電気計測器製造業			△		
E2971	電気計測機製造業(別掲を除く)			○	
E2972	工業計器製造業			○	
E2973	医療用計測器製造業 (心電計製造業に限る。)			○	
	医療用計測器製造業 (心電計製造業以外のもの)				※
E299 その他の電気機械器具製造業					
E2999	その他の電気機械器具製造業				※
E290 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (但し、上記のうち当該特定最低賃金の適用産業の事業所)			○		
管理, 補助的経済活動を行う事業所 (但し、上記のうち当該特定最低賃金の適用産業以外の事業所)					※
L7282	純粋持株会社 (但し、管理する全子会社を通じての主要な経済活動が当該特定最低賃金の適用産業に限る。)			○	
E30 情報通信機械器具製造業			○		
E300 管理, 補助的経済活動を行う事業所(30情報通信機械器具製造業)				○	
E301 通信機械器具・同関連機械器具製造業				○	
E3011	有線通信機械器具製造業			○	
E3012	携帯電話機・PHS電話機製造業			○	
E3013	無線通信機械器具製造業			○	
E3014	ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業			○	
E3015	交通信号保安装置製造業			○	
E3019	その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業			○	
E302 映像・音響機械製造業			○		
E3021	ビデオ機器製造業			○	
E3022	デジタルカメラ製造業			○	
E3023	電気音響機械器具製造業			○	

E303 電子計算機・同附属装置製造業			○	
E3031	電子計算機製造業(パーソナルコンピュータを除く)		○	
E3032	パーソナルコンピュータ製造業		○	
E3033	外部記憶装置製造業		○	
E3034	印刷装置製造業		○	
E3035	表示装置製造業		○	
E3039	その他の附属装置製造業		○	
L7282	純粋持株会社 (但し、管理する全子会社を通じての主要な経済活動が当該特定最低賃金の適用産業に限る。)		○	

【 参 考 事 項 】

- 平成20年度の特定(産業別)最低賃金の改正決定において、「特定(産業別)最低賃金の件名」等の表示が変更となりましたが、「適用する使用者の範囲」及び「適用する労働者の範囲」については、従前と全く同じであり、変更はありません。
- 「管理, 補助的経済活動を行う事業所(○○○○○)」について
従前の日本標準産業分類では、その一般原則により、主として管理事務を行う本社、支社、支所などの産業は、管理する全事業所を通じての主要な経済活動と同一としてきたところであるが、平成19年11月の日本標準産業分類の改定によって原則として、管理する全事業所を通じての主要な経済活動に基づき、その経済活動が分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理, 補助的経済活動を行う事業所」の該当項目に分類することとなりました。
- 持株会社について
 - 持株会社[もちかぶがいしゃ] (Holding company)
 - 他の会社を支配する目的で、他の会社の株式を保有する会社のこと。
 - 持株会社には「事業持株会社」と「純粋持株会社」があります。
 - 事業持株会社(Operating Holding company)について
 - 会社として事業活動を行う一方、経営権を取得した子会社に対する管理機能を持つ、いわゆる事業持株会社である事業所は、当該事業所の主たる経済活動が会社の管理業務である場合には、主として管理業務を行う本社の場合に準じて産業を決定します。
 - 主として管理事務を行う事業持株会社の産業は、管理する全子会社を通じての主要な経済活動に基づき、その経済活動が分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理, 補助的経済活動を行う事業所」の該当項目に分類されます。
 - 純粋持株会社(Pure Holding company) について
 - 経営権を取得した会社に対する管理機能(経営戦略の立案・推進, 経営の管理・指導, 経営資源の最適配分等)が中心の事業を行う、いわゆる純粋持株会社である事業所は、大分類「Lー学術研究, 専門・技術サービス業」の「純粋持株会社(7282)」に分類されます。
 - L7282 純粋持株会社・・・本業を持たずに、他社の事業活動を支配する事業所をいう。
- 次に掲げる賃金は、最低賃金額の計算には含まれません。
(1)精皆勤手当 (2)通勤手当 (3)家族手当 (4)時間外・休日・深夜手当 (5)賞与など
- 日給者・月給者・歩合給者等の賃金については、1時間あたりの賃金額が、最低賃金の時間額を下回ってはいけません。

(お問い合わせ先)

厚生労働省 山形労働局

労働基準部 賃金室

(電話) 023-624-8224